［項を削る。］

（猟銃等射撃指導員の基準）

第四十二条　法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　二十五歳（公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）から推薦された者にあつては、二十一歳）以上の者であること。

［二～五　略］

2　第十二条第一項前段、第二項前段及び第三項並びに第十三条の規定は、前項第一号の規定による推薦について準用する。

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十二条第一項第一号の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

4　令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定を受けているもの（猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）にあつては二十歳に満たない者に限る。）は、住所を他の都道府県の区域に変更した場合には、その住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を書面により通知しなければならない。

（猟銃等射撃指導員の基準）

第四十二条　［同上］

一　二十五歳（その者の住所地の所在する都道府県における公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二十一歳）以上の者であること。

［二～五　同上］

2　第十二条第一項前段、第二項前段、第三項及び第四項並びに第十三条の規定は、前項第一号括弧書の規定による推薦について準用する。この場合において、第十二条第四項中「猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）にあつては二十歳に満たない者」とあるのは、「二十五歳に満たない者」と読み替えるものとする。

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十二条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十二条第三項又は第十三条（これらの規定をこの府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項及び次項において「旧府令」という。）第四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿又は記録を保存している銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（以下この項において「改正令」という。）による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項若しくは第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会又はこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（次項において「新府令」という。）第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会に引き渡さなければならない。

3　この府令の施行の際現に旧府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から同号の規定による推薦をされている者は、新府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会から同号の規定による推薦をされた者とみなす。

○内閣府令第六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項第五号及び第五条第二項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の七第三号ロ(4)及び第十五条の十の三第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法） **第十六条の十の三**　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総	（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法） **第十六条の十の三**　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約